北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



(「ヤング消費者トラブル情報」から名称変更しました!)

「簡単に意ける」と強調し、

借金をすすめる副業に注意



【相談事例】

- ●副業診断サイトで、「スマホ1台で、すき間時間で稼げる副業」の案内があり、SNS の窓口に誘導された。事業者との電話で、150万円の副業サポートプランを勧められた。高額だと思ったが、「副業の収益で直ぐに返せるから」と言われ、指定された消費者金融2社で借金をして払った。不審なので解約し、返金してもらえないか。 (20代 男性)
- ●動画投稿サイトで「スタンプの送信だけで、報酬が発生」という副業広告を見て、 SNS 登録した。仕事内容は「出会い系サイトのサクラになること」と説明を受け た。消費者金融4社で130万円借金する方法を指示され、サポート料金を払った が、全く儲からず、借金の返済ができない。 (20代 女性)

「稼ぐためのサポートをする」などと言い、広告にはなかった高額なサポート契約を勧誘されるケースが目立ちます。その際、「借金してもすぐに元がとれる」と言われることがありますが、保証は一切なく、事業者に解約や返金を求めても連絡が取れなくなる恐れもあります。

\アドバイス/

- ◆「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告や ランキングサイトをうのみにしないようにしましょう。
- ◆作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ、 契約しないようにしましょう。
- ◆「借金」をするよう言われたら、きっぱり断りましょう。

副業で稼げるなら、 借金してもすぐに 返せるよね♪



困った時は、ひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン 2 188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 2861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 **☎**582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 **☎**951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782